

学校感染症についての連絡

学校保健安全法において、出席停止となる感染症は、第一種～第三種に分類され、第二種・第三種の感染症については、出席停止期間の基準が下表のとおり定められています。

これらの感染症にかかったときは、速やかに学校に連絡して医師の指示する期間療養してください。また、医師の指示により登校を再開する際には、別紙の意見書（登校許可証）または診断書などに医師の証明をもらい、学校に提出してください。（医療機関によって違いますが文書料がかかります。）新型コロナウイルス感染症とインフルエンザについては、別の報告用紙があります。学校のホームページからダウンロードできます。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条 19条）

感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MARS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治療するまで
第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	発生条件等により必要があれば、第三種の感染症として措置をとることがある （＊学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として緊急の措置をとることができる）

2023.9月現在